

通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 第2回議事要旨

- 1 日 時 平成 18 年 9 月 28 日（木）18:00～19:40
- 2 場 所 総務省 8 階第 1 特別会議室
- 3 出席者 堀部座長、村井座長代理、安藤構成員、多賀谷構成員、中村構成員、舟田構成員、村上構成員
有富総務審議官、森総合通信基盤局長、寺崎政策統括官、中田大臣官房審議官、阪本総合政策課長、佐藤情報通信政策課長、内藤通信・放送法制企画室長

4 議事要旨

「情報通信産業の将来展望」（資料 2）、「通信・放送法制について」（資料 3）について事務局から説明し、その後質疑応答を行った。質疑応答における構成員の主な意見は以下のとおり。

(1) 情報通信産業の将来展望について

- コンテンツが増加しても、「名作」は簡単に増えるものではなく、むしろ映画やドラマなどをどんな人でも好きな時に見られる方向に進むのではないか。
- 個人の投稿による膨大なコンテンツがごく短期間に蓄積されたことに注目すべきだが、同時にきちっとしたコンテンツが出てくるスピードはそう早くないことにも留意すべきではないか。
- CGMやWeb 2.0は、プラットフォームであり、サービスであり、コンテンツでもあるという、デジタルならではの特性を持つ「メディア」といってよく、将来性が見込まれる。それを法制度の中でどう位置づけるか注目すべきではないか。
- 日本では、動画コンテンツをエンターテインメント用だけでなく、医療や教育にも活用する環境整備に取り組んでいる。違法の動画コンテンツがネット空間上で一般化すると、動画コンテンツに対する利用者の信頼性がゆがんでしまわないか。
- コンテンツをつくる才能を持った子供たちが育ってくる土壌ができつつあるが、その子供たちにクオリティの高いものを見せる責任が我々にあるのではないか。その意味で、「基幹メディア」であるテレビや映画のクオリティを上げたり、若い優秀な人たちが活躍できる健全なマーケットをつくるのが重要ではないか。

(2) 通信・放送法制について

ア 電波法制について

- 無線については、周波数の限定性による制約が多い。無線を含めた通信・放送融

合的なサービスを展開するためには、電波法制について何らかの見直しをすることが必要であるので、この研究会で検討すべきではないか。

- 無線については、有限な周波数を共用するために固有な制約が多く、技術的検証、基準策定から新サービスの開始が実現するまでの手順に時間がかかる。技術やニーズの進展が早いのでこの手順の迅速化や、試行的なサービスも認めるなど、柔軟な電波の使い方などについて検討すべきではないか。
 - 多くの人が公共の電波を使うようになり、干渉等の問題も増えているが、その解決方法として調整するための法律的な裏付けが弱いのではないか。
 - 電波法制を考える上でも、国際的な傾向を踏まえて議論すべきではないか。
 - 電波法は従来あまり検討しておらず、融合の問題を考える上で非常に重要な側面もあるので、電波法制についてまとめてみてはどうか。
 - 電波法制全体を考える際、サプライヤーサイドだけではなく、新たに出てくる電波の利用者の利用スタイルや利用意向を勘案すべきではないか。
 - 免許制度と微弱電波や無線LANのような免許を要しない制度との中間について見直しが必要ではないか。
 - 座長から、「多賀谷構成員及び安藤構成員において、電波法制について整理、検討することをお願いしたい。」との発言があり、了承された。
- イ EU・視聴覚メディアサービス指令案について
- ネット上のビデオ・オン・デマンドサービスがノンリニアサービスに含まれるか。(含まれる旨事務局から回答。)
 - サービス提供者の身元証明は、ISPレベルかコンテンツ制作者レベルまで求められているのか。また、それについて、従来のネットコミュニティはどんな反論をしているか。(事務局において調査の上回答することとされた。)
 - リニアサービスの規律と従来のテレビ放送の規律との関係はどうなっているのか。(現行の「国境なきテレビ指令」の規律とほぼ同程度である旨事務局から回答。)

(3) その他

- 前回及び今回の構成員からの意見を踏まえ、今後の論点整理に向けてさらに議論を深めることとされた。
- 事務局より今後のスケジュールについて説明があり、了承された。

(4) 次回会合

- 10月27日(金)18:00より開催。議題は「通信・放送の融合・連携に関するヒアリング(マーケット面)」。

以上